

能美市地域防災計画

第4編 事故災害対策編

沿革	平成18年3月23日	作成
	平成25年1月23日	修正
	平成28年3月25日	修正
	平成31年3月26日	修正
	令和3年2月26日	修正
	令和6年4月12日	修正
	令和7年4月1日	修正
	令和年月日	修正

能美市防災会議

第4編 事故災害対策編

第4編 事故災害対策編

第1章 海上災害対策計画.....	1
I 海難対策計画.....	3
第1節 基本方針.....	3
第2節 災害予防対策.....	4
1 船舶所有者等（船舶所有者・管理者、占有者等を含む。）、漁業協同組合.....	4
2 市、能美警察署、北陸信越運輸局、金沢海上保安部.....	4
第3節 災害応急対策.....	6
1 情報通信.....	6
2 災害広報.....	6
3 応急活動体制.....	7
4 捜索活動.....	7
5 救助・救急活動.....	7
6 消火活動.....	8
7 医療救護活動.....	8
8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	8
9 交通規制.....	9
10 自衛隊派遣要請.....	9
11 広域応援.....	9
II 油流出等防除対策計画.....	10
第1節 基本方針.....	10
第2節 災害予防対策.....	11
1 関係行政機関の共通実施事項（市、能美警察署、北陸信越運輸局、金沢海上保安部、県）.....	11
2 各行政機関の個別の実施事項.....	11
3 船舶所有者、石油事業者、漁業協同組合の実施事項.....	12
第3節 災害応急対策.....	13
1 情報通信.....	13
2 災害広報.....	14
3 応急活動体制.....	14
4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動.....	14
5 消火活動.....	15
6 避難措置.....	15
7 交通規制.....	16
8 自衛隊派遣要請.....	16
9 広域応援.....	16
10 危険物関係施設管理者等の協力.....	16

11 防災ボランティアとの連携.....	16
----------------------	----

第2章 航空事故災害対策計画..... 17

第1節 基本方針.....	19
第2節 災害予防対策.....	20
1 能美市、能美警察署.....	20
2 大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地.....	21
3 航空運送事業者.....	21
第3節 航空機災害の特性.....	22
第4節 災害応急対策.....	23
1 情報通信.....	23
2 災害広報.....	24
3 応急活動体制.....	24
4 捜索活動.....	25
5 救助・救急活動.....	25
6 医療救護活動.....	25
7 消火活動.....	25
8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	26
9 避難誘導.....	26
10 交通規制.....	26
11 防疫及び廃棄物処理等.....	26
12 自衛隊派遣要請.....	26
13 広域応援.....	26

第3章 鉄道災害対策計画..... 27

第1節 基本方針.....	29
第2節 災害予防対策.....	30
1 能美市、能美警察署.....	30
2 北陸信越運輸局.....	31
3 鉄道事業者.....	31
第3節 災害応急対策.....	33
1 情報通信.....	33
2 災害広報.....	33
3 応急活動体制.....	34
4 救助・救急活動.....	34
5 医療救護活動.....	35
6 消火活動.....	35
7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	35
8 交通規制.....	35
9 代替交通機関の確保.....	35
10 危険物流出対策.....	35
11 自衛隊派遣要請.....	36
12 広域応援.....	36

13	災害復旧.....	36
----	-----------	----

第4章 道路災害対策計画..... 37

第1節 基本方針..... 39

第2節 災害予防対策..... 40

1	市.....	40
2	道路管理者※.....	41
3	能美警察署.....	41
4	有料道路における突発的大事故に対する体制の確立.....	41

第3節 災害応急対策..... 42

1	情報通信.....	42
2	災害広報.....	42
3	応急活動体制.....	43
4	救助・救急活動.....	43
5	医療救護活動.....	44
6	消火活動.....	44
7	行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	44
8	避難誘導.....	44
9	交通規制.....	44
10	危険物流出対策.....	45
11	自衛隊派遣要請.....	45
12	広域応援.....	45
13	災害復旧.....	45

第5章 危険物等災害対策計画..... 47

第1節 基本方針..... 49

第2節 危険物等の定義..... 50

1	危険物.....	50
2	火薬類.....	50
3	高圧ガス.....	50
4	毒物・劇物.....	50
5	放射性物質.....	50

第3節 災害予防対策..... 51

1	危険物災害予防.....	51
2	火薬類災害予防.....	51
3	高圧ガス災害予防.....	52
4	毒物・劇物災害予防.....	52
5	放射性物質災害予防.....	52

第4節 災害応急対策..... 54

1	情報通信.....	54
2	災害広報.....	55
3	応急活動体制.....	55
4	災害拡大防止.....	56

5	避難措置.....	56
6	救助・救急活動.....	56
7	医療救護活動.....	56
8	消火活動.....	56
9	行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	57
10	交通規制.....	57
11	自衛隊派遣要請.....	57
12	広域応援.....	57

第6章 大規模な火事災害対策計画..... 59

第1節	基本方針.....	61
第2節	災害予防対策.....	62
1	市.....	62
2	気象情報対策.....	63
第3節	災害応急対策.....	64
1	情報通信.....	64
2	災害広報.....	64
3	応急活動体制.....	65
4	消火活動.....	65
5	避難措置.....	66
6	救助・救急活動及び医療救護活動.....	66
7	行方不明者の捜索及び遺体の収容等.....	66
8	交通規制.....	66
9	自衛隊派遣要請.....	66
10	広域応援.....	66
11	災害復旧.....	66

第7章 林野火災対策計画..... 67

第1節	基本方針.....	69
第2節	災害予防対策.....	70
1	実施事項.....	70
2	林野火災消防計画の策定.....	71
3	気象情報対策.....	71
第3節	災害応急対策.....	73
1	情報通信.....	73
2	災害広報.....	73
3	応急活動体制.....	74
4	消火活動.....	74
5	避難措置.....	74
6	交通規制.....	75
7	自衛隊派遣要請.....	75
8	広域応援.....	75

第8章 原子力事故災害対策計画..... 77

第1節 目的・基本方針..... 79

- 1 目的..... 79
- 2 基本方針..... 79

第2節 災害予防対策..... 81

- 1 原子力災害予防措置等の責務..... 81
- 2 原子力防災体制等の整備..... 82
- 3 原子力防災知識の普及..... 84
- 4 情報伝達体制の整備..... 86

第3節 災害応急対策..... 87

- 1 情報通信..... 87
- 2 災害広報..... 87
- 3 応急活動体制..... 88
- 4 避難措置..... 88
- 5 交通規制..... 88
- 6 広域避難支援..... 88

第9章 複合災害対策..... 89

第1節 基本方針..... 91

第2節 災害予防対策..... 91

- 1 情報収集・連絡体制の整備..... 91
- 2 複合災害時の災害予防体制の整備..... 91
- 3 複合災害を想定した訓練の実施..... 91

第3節 災害応急対策..... 92

- 1 活動支援体制の確立..... 92
- 2 情報の収集・連絡..... 92
- 3 緊急時モニタリング..... 92
- 4 避難対策..... 92
- 5 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達..... 92
- 6 原子力災害医療措置..... 93

第4節 災害復旧対策..... 93

第 1 章 海上災害対策計画

4.1. I-1 【I 海難対策計画】 基本方針

担 当 課	危機管理課、土木課、消防本部、各課
-------	-------------------

I 海難対策計画

第1節 基本方針

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

4.1. I-2 【I海難対策計画】 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、土木課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

市及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防策を実施する。

※実施機関、呼称の定義

分 類	適 用
防災関係機関	能美警察署、石川県など【第1編 一般災害対策編 第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」】で定義された機関で、市と共同して、事故・災害対策を行う。 個別に対応が必要な場合については、個別名称を表記することとする。 以下、この章において同じ。
関係機関	防災関係機関に加え、船舶所有者等（所有者、管理者、占有者を含む）、漁業協同組合などを含む“海難事故”に関係する全ての機関、個人をいう。 以下、この章において同じ。

◎実施事項

1 船舶所有者等（船舶所有者・管理者、占有者等を含む。）、漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備し自衛消防隊の組織化に努める。

2 市、能美警察署、北陸信越運輸局、金沢海上保安部

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備すること。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助・消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 北陸信越運輸局、金沢海上保安部は、次のアからウの事項に留意して随時実地検査を行うと

ともに、船舶所有者及び船長等に対して、次のエからクなどの適切な指導を行う。

ア 海技従事有資格者の乗船確認

イ 無線従事有資格者の乗船確認

ウ 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

エ 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

オ 気象状況の常時把握と適正な伝達体制の確立

カ 船舶職員の養成と資質の向上

キ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

ク 海難防止に対する意識の高揚

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

4.1. I-3 【I海難対策計画】 災害応急対策	
担当課	危機管理課、土木課、消防本部、各課

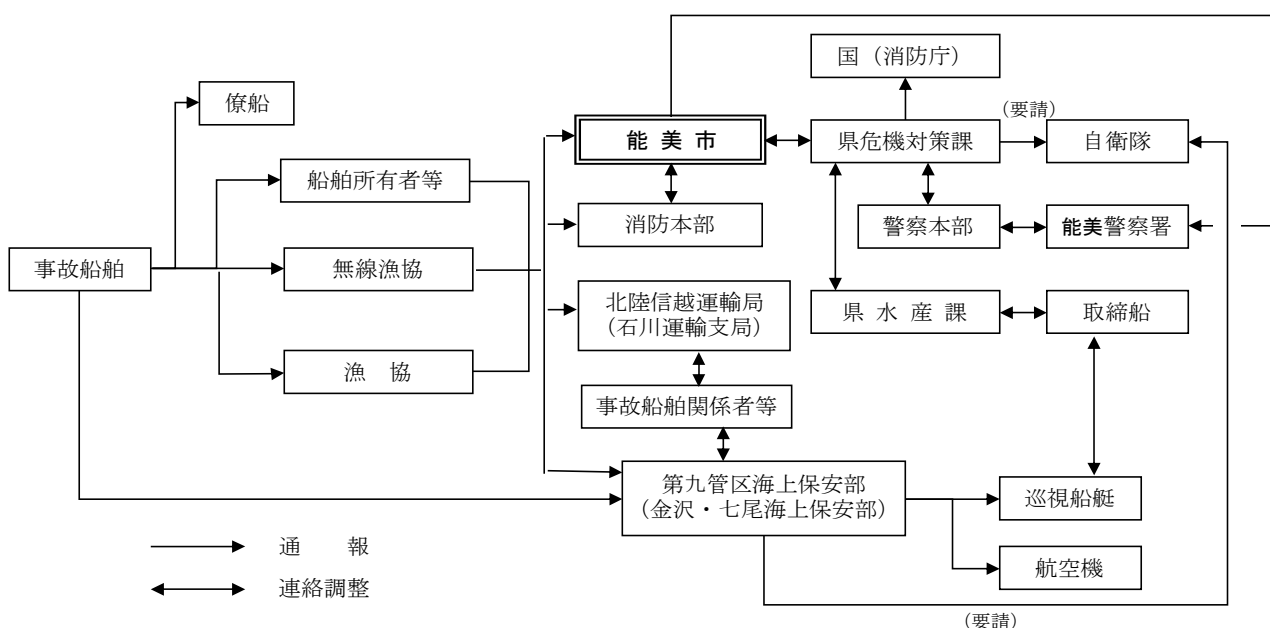
第3節 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、または発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

海難発生時の広報は、【第1編 一般災害対策編第3章第10節「災害広報」】の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北陸信越運輸局、金沢海上保安部、県、警察、市

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて災害対策本部を設置し、状況に応じた応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

【第1編 一般災害対策編 第3章第9節「消防防災ヘリコプターの活用」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第21節「行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬」】

5 救助・救急活動

海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第17節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 市

ア 遭難船舶を認知した市は、金沢海上保安部及び能美警察署に連絡するとともに、能美市地域防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(2) 能美警察署

警察官は、救護の事務に関して市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行う。

(3) 金沢海上保安部

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助、並びに天災事変その他の救済を必要とする場合における救助を行う。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命及び船舶の救助を行うものの指導を行う。

(4) 漁業協同組合

常時所属漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関への連絡に当たる。

【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」】

6 消火活動

海上災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 金沢海上保安部又は消防本部は、船舶の火災を知った場合は、直ちにその旨を通報する。

(2) 金沢海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防本部に対して応援を要請する。

(3) 消防本部は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

(4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。

(5) 領海内における船舶等の火災については、昭和43年3月29日海上保安長官と消防長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書」に基づいて対処する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

7 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、市及び防災関係機関が、法令の定めるところによるほか金沢海上保安部と連携、協力し、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び同第21節「行方不明者の捜査、遺体の埋葬、収容」】の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、【第1編 一般災害対策編 第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、【第1編 一般災害対策編 第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事等に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

市は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

4.1. II-1 【II 流出油等防除対策計画】 基本方針

担 当 課	危機管理課、土木課、各課
-------	--------------

II 油流出等防除対策計画

第1節 基本方針

タンカー等船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

また、流出油等防除措置については、本計画に定めるところによるほか、「石川県油流出事故等災害対応要綱(平成9年12月3日)」(以下、「油流出要綱」という。)により実施する。

4.1. II-2 【II 流出油等防除対策計画】 災害予防対策	
担 当 部	総務部、土木部
担 当 課	危機管理課、土木課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

※実施機関、呼称の定義

分 類	適 用
防災関係機関	能美警察署、石川県など【第1編 一般災害対策編 第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」】で定義された機関で、市と共同して、事故・災害対策を行う。 以下、この章において同じ。
関係機関	防災関係機関に加え、船舶所有者等（所有者、管理者、占有者を含む）、漁業協同組合などを含む“海難事故”に関係する全ての機関、個人をいう。 以下、この章において同じ。

1 関係行政機関の共通実施事項（市、能美警察署、北陸信越運輸局、金沢海上保安部、県）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

2 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 金沢海上保安部
 - ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - イ 金沢海上保安部管内に設置されている排出油防除協議会の活動を推進する。
 - ウ 防災に関して関係機関、報道機関等と緊密な連絡を取り、海上災害防止思想の普及に努める。

エ 海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー等危険物積載船舶に対し立入検査を実施する等して、海難の未然防止に努める。

(2) 北陸信越運輸局（石川運輸支局）

ア 船舶への立入り検査等により、船舶の安全性を確保する。

イ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく補償契約情報を確認する。

(3) 消防本部

ア 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策の実施及び化学消火薬剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底

イ 船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者、石油事業者、漁業協同組合の実施事項

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。

(4) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

4.1. II-3 【II流出油等防除対策計画】 災害応急対策

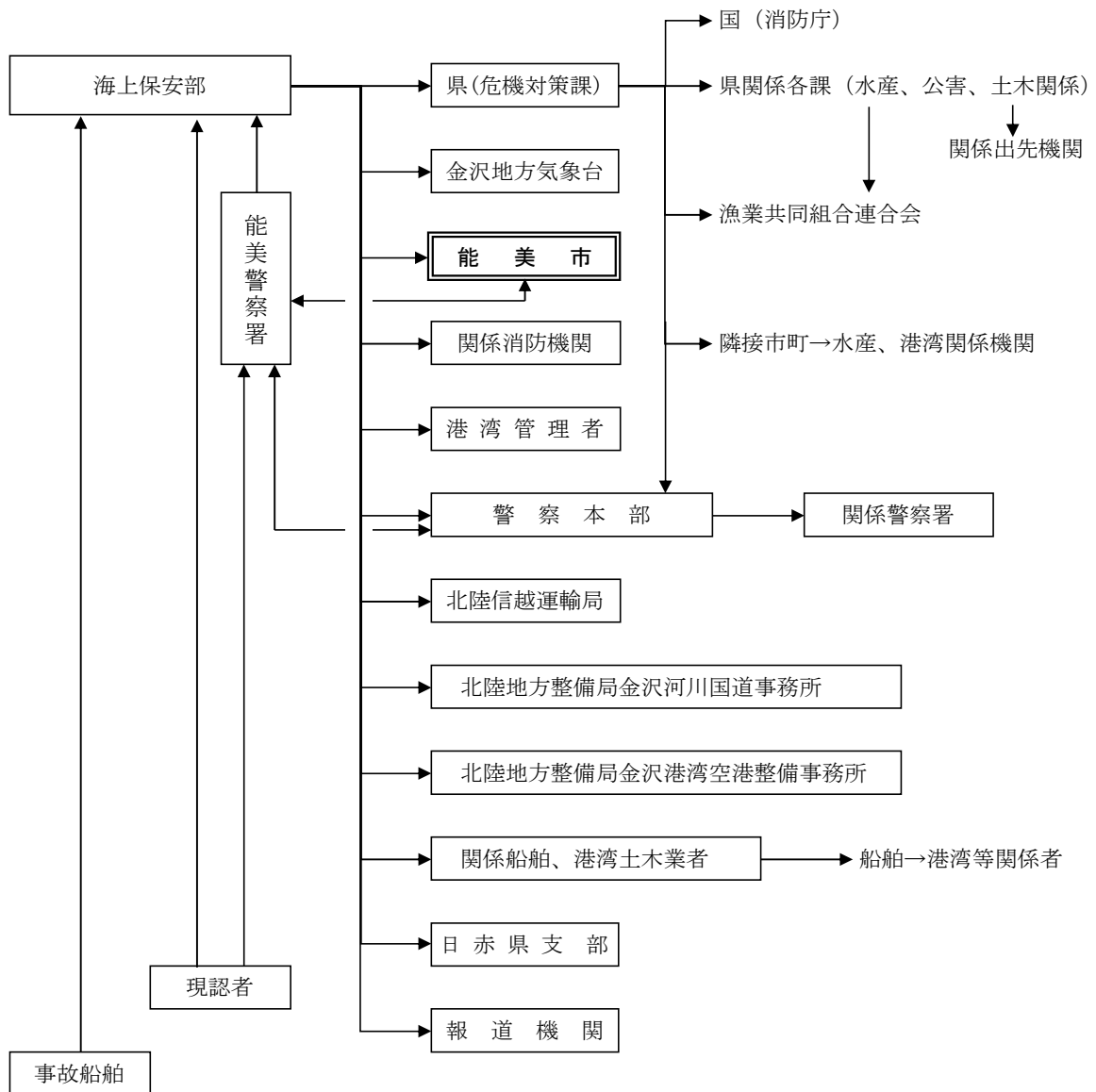
担 当 課	危機管理課、土木課、生活環境課、消防本部、各課
-------	-------------------------

第3節 災害応急対策

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、または発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

防災関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めによるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、金沢海上保安部、北陸信越運輸局、県、市、危険物関係施設管理者、警察

(2) 実施事項

ア 航行船舶、旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性など地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて災害対策本部を設置し、状況に応じた応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

(1) 市

市は、油流出等の海岸への漂着に対処するため、関係機関と協力の上、環境モニタリングを行う。また、町会・町内会、自主防災組織ならびにボランティア等と協力して、漂着油の除去等必要な措置を講ずる。

(2) 消防本部

ア 流出油の規模、浮流・漂着予想等を踏まえて、速やかに対応レベルを決定する。

イ ヘリコプター、船舶等により流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関

係機関へ提供する。

ウ 流出油等の海岸への漂着に対応するため、関係機関と協力の上、環境モニタリング、漂着油の除去等必要な措置を講ずる。

エ 必要に応じて県に、石川県流出油事故災害影響予測評価委員会の開催を要請し、流出油の影響予測評価等を行う。

(3) 能美警察署

ア ヘリコプター、船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う。

イ 関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動に協力する。

(4) 事故の原因者等

直ちに金沢海上保安部に通報するとともに、速やかに排出油の防除活動を実施する。

(5) 金沢海上保安部

ア 巡視船艇等により速やかに、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 防除措置義務者（事故の原因者等）が、流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命じるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。

エ 緊急を要し、かつ必要と認められるときは、海上災害防止センターに対して流出油防除のための必要な措置を講ずるよう指示する。

オ 排出油防除協議会など関係機関に対して、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

カ 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等、防除作業の実施に必要な事項及び損壊箇所の修理等の被害拡大防止に必要な事項を指導する。

5 消火活動

流出油等の海上火災発生時における消火活動は、次により実施する。

(1) 金沢海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防本部に協力を依頼する。

(2) 消防本部

火災状況等の情報収集に努め、金沢海上保安部の消火活動に協力する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、避難措置を実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については【第1編 一般災害対策編 第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、【第1編 一般災害対策編 第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事等に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

9 広域応援

市は、流出事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者等の協力

危険物関係施設管理者等は、関係機関から要請があった場合には、保有する諸資機材を持って協力する。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、【第1編 一般災害対策編 第3章第31節「ボランティア活動の支援」】の定めるところにより実施する。

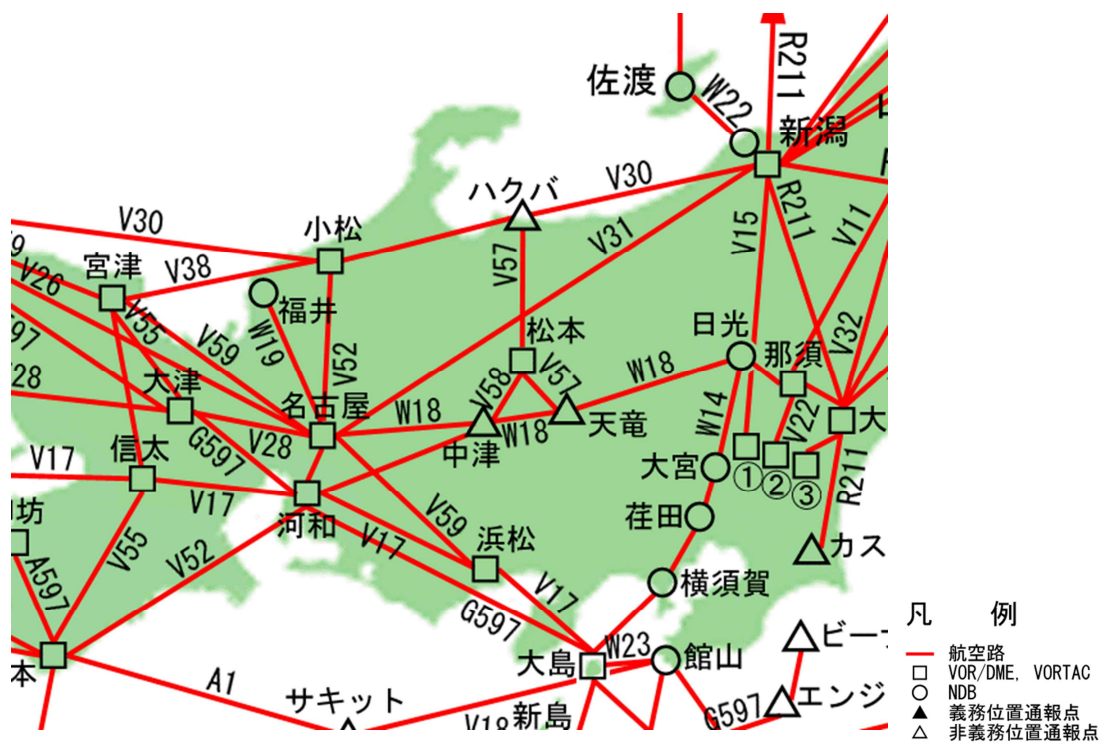
第 2 章 航空事故災害対策計画

4.2.1 基本方針

担 当 課	危機管理課、各課
-------	----------

第1節 基本方針

本市上空は、小松空港を離着陸する航空機の航路になっているため、航空機の墜落、航空機部品等の落下等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。



中部日本航空路線図

災害の種別に応じた役割分担

事故機	役割分担
民間機	航空運送事業者等が主な責任を担うのはもちろんであるが、能美市は、消防本部、能美警察署など防災関係機関及び国土交通省大阪航空局小松空港事務所（以下、大阪航空局小松空港事務所。）と連携して、消火、救助・救急活動等応急活動を行う。
自衛隊機及び米軍機	航空自衛隊小松基地が主体的に対応し、能美市及び防災関係機関は必要に応じて、自衛隊と連携して応急活動を行う。 米軍機の場合は、更に近畿中部防衛局などとも連携が必要となる。

4.2.2 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

※実施機関、呼称の定義

分 類	適 用
防災関係機関	能美警察署、石川県、大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地など【第1編 一般災害対策編 第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」】で定義された機関で、市と共同して、事故・災害対策を行う。 以下、この章において同じ。
関係機関	防災関係機関に加え、航空運送事業者、航空機所有者などを含む“航空災害”に関係する全ての機関、個人をいう。 以下、この章において同じ。

1 能美市、能美警察署

2011年10月7日能美市山口町地内において、航空自衛隊小松基地所属の自衛隊機（F15 戦闘機）から、燃料タンクが地上に落下する事故が発生した。

タンクには燃料は入っていなかったが、落下した部品類は広範囲に飛散し、燃料が入っていた場合や民家などに落下した場合などを想定し、主に根上地区住民を対象とした「小松基地に近接する能美市周辺地域連絡協議会」を設置し、航空自衛隊小松基地、大阪航空局小松空港事務所などと普段から緊密な連絡体制を構築し、それぞれ相互に協力して航空災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

また、災害が発生した場合に備え、特に以下のことに努める。

(1) 消防力の強化

航空災害では、大量の引火性液体燃料による火災が予想されるため、化学消防車、化学消火剤等の整備充実に努める。

特に小松基地では、迎撃戦闘機としてF15戦闘機等が配備されており、米軍との合同訓練やスクランブルなどで爆装した機体の離発着も多く、これら危険物に対する知識、対策の充実に努める。

(2) 防災訓練の実施

「小松基地に近接する能美市周辺地域連絡協議会」、大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地及び小松市などと協力し、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を行い、必要な知識、技能の習得に努める。

(3) 災害情報の収集、連絡体制の整備

緊急時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

(4) 航空機事故初動マニュアルの整備

2011年の事故を教訓に、航空事故対策については、事故発生後の「能美市航空機事故初動マニュアル」の整備、管理を行う。

【第1編 一般災害対策編 第2章第6節「防災訓練の充実」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第12節「消防力の充実、強化」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第13節「避難体制の整備」】

2 大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地

- (1) 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (3) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (6) 災害時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努めること。
- (7) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

3 航空運送事業者

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

第3節 航空機災害の特性

航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料、事故の発生形態等によって相違するが、概ね次のような様相を呈するといわれている。特に、小松空港は、自衛隊との供用空港であるため、弾薬を搭載した航空機による事故の想定も必要となる。

区 分	航空機災害の主な様相
一般的な火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 通常大量の引火性液体燃料を搭載しているため、これに着火すれば急激に燃焼拡大し、乗客等が瞬時に危機に瀕する。 ② 延焼方向及び延焼速度が、風向、風食等の気象状況及び地形に影響されやすい。 ③ 猛烈な濃（黒）煙を伴うが、空気の対流作用が活発に行われ新鮮な空気が流入するので、消防隊員の呼吸は比較的容易である。 ④ 火災後短時間にして、マグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する。 ⑤ 燃料タンクが主翼内にあるため、主翼付近が火災の中心となり、流出燃料等により周囲に延焼拡大する。 ⑥ 燃料が多量に流出する場合は、低所に向かって火面が急速に拡大する危険性がある。 ⑦ 燃料タンクに損傷が無く、機体の一部が燃焼する場合は、燃焼が比較的緩慢で延焼速度も遅い。
事故発生形態による災害特性	<ul style="list-style-type: none"> ① 垂直角度に近い姿勢で地上に激突した場合は、ほとんど瞬時に爆発又は急激に燃焼拡大するが、火面はほぼ激突部周辺に限定される。 機体主要部は、激突位置付近で粉碎され主翼、尾翼、方向舵、扉等は破壊され、30～500m（状況によっては、1km以上）四方に破片となって飛散する。 ② 急角度で地上に激突した場合は、①と同様にほとんど瞬時に爆発又は、急激に燃焼拡大し、火面は進行方向に帯状となるが、時には、大火面（2～3箇所）、小火面（20～30箇所）に分散することがある。 機体の破片は、進行方向に多数飛散する。 ③ 緩い角度で地上に激突した場合は、胴体は折れ、主翼はちぎれ、尾翼及び胴体後部は300～800m前方に飛散し、火面は瞬時にして大きな帯状となる。
その他の災害特性	<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊機においては、搭載された弾薬、銃弾及び脱出装置に装備された火薬が誘爆を起こすおそれがある。 ② 戦闘機については、主翼下に燃料タンク（増槽）を装備しており、墜落等により遠方へ飛散するため、火点は、墜落現場と異なる場合もある。

(2) 実施事項

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、能美警察署、大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地、金沢海上保安部、航空運送事業者、県

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送等の復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

第3節にも示したとおり、民間航空機事故に際しては、即座に多数の乗員・乗客等の被災者が生じ、火災も広範に発生するおそれがあり、迅速な対応と広範な救助・救急、消防活動が求められる。

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、航空機や落下物による火災、爆発などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、「能美市航空機事故初動マニュアル」等に基づき、即座に初動体制の確立を図る。

(2) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 搜索活動

市は、防災関係機関等と相互に連携し、突発的航空事故に対応した多様な手段を活用して、迅速的確に操作活動を実施する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第9節「消防防災ヘリコプターの活用」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第21節「行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬」】

5 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」】の定めるところによるほか、次により実施する。

防災関係機関は、乗客等の救助を要する場合、協議して救助隊を編成し、救助の必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところによるほか、次により実施する。

死傷者が多数発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT（災害派遣医療チーム）又は医療救護班を現地に派遣（要請）し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 消火活動

航空災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 大阪航空局小松空港事務所、航空自衛隊小松基地

ア 空港内及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、小松空港消火救難隊と協力し、消火活動を実施する。

イ 消防本部と連携協力して、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

(2) 消防本部

ア 消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

イ 消防本部及び消防団は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び防災関係機関は、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」】の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 避難誘導

市街地で航空機災害が発生した場合、瞬時に家屋を失うことが予想される。

市長は、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、人命の安全を第一に、必要な避難所を開設し、避難の誘導を実施する。

10 交通規制

能美警察署等防災関係機関は、【第1編 一般災害対策編第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

11 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

市、県

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、【一般災害対策編 第3章第30節「防疫、保健衛生活動」】の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、【一般災害対策編 第3章第32節「し尿、生活ごみ、災害廃棄物の処理」】の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

12 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、【第1編 一般災害対策編第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 空港事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(2) 空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

13 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

第 3 章 鉄道災害対策計画

4.3.1 基本方針

担 当 課

危機管理課、各課

第1節 基本方針

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

4.3.2 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

※実施機関、呼称の定義

分 類	適 用
防災関係機関	能美警察署、石川県、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社など【第1編 一般災害対策編 第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」】で定義された機関で、市と共同して、事故・災害対策を行う。 以下、この章において同じ。
関係機関	防災関係機関に加え、“鉄道災害”に関係する全ての機関、個人をいう。 以下、この章において同じ。

1 能美市、能美警察署

2005年4月25日に西日本旅客鉄道株式会社に福知山線塚口駅～尼崎駅間で、列車脱線事故が発生した。

その事故では、乗客と運転士合わせて107名が死亡し、多数の乗客が負傷する大惨事となった。

能美市では、北陸本線が南北に通っており、同様な事故が発生した場合を想定し、鉄道災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

また、災害が発生した場合に備え、特に以下のことに努める。

(1) 消防力の強化

北陸本線は、日本貨物鉄道株式会社の貨物列車も運行しており、大量の危険物等の輸送もおこなわれているため、化学消防車、化学消火剤等の整備充実に努める。

(2) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社などと協力し、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を行い、必要な知識、技能の習得に努める。

(3) 災害情報の収集、連絡体制の整備

緊急時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

【第1編 一般災害対策編 第2章第6節「防災訓練の充実」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第12節「消防力の充実、強化」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第13節「避難体制の整備」】

2 北陸信越運輸局

- (1) 鉄道事業者に対し、発災後の速やかな職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するよう指導する。
- (2) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、災害時の活動手順、関係機関との連携等について体制の改善等など必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。
- (4) 鉄道事業者に対し、自然災害等からの鉄道の保全を図るため、施設の点検等の防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害等により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。
- (5) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や災害後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。
- (6) 被災した鉄道線路の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。
- (7) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。
- (8) 駅間等で停車した列車からの乗客の安全避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。
- (9) 踏切事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、鉄道事業者とともに広報活動に努める。

3 鉄道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報等の情報の収集に努めるとともに、常に施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

- (8) 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

4.3.3 災害応急対策

担 当 課	危機管理課、消防本部、各課
-------	---------------

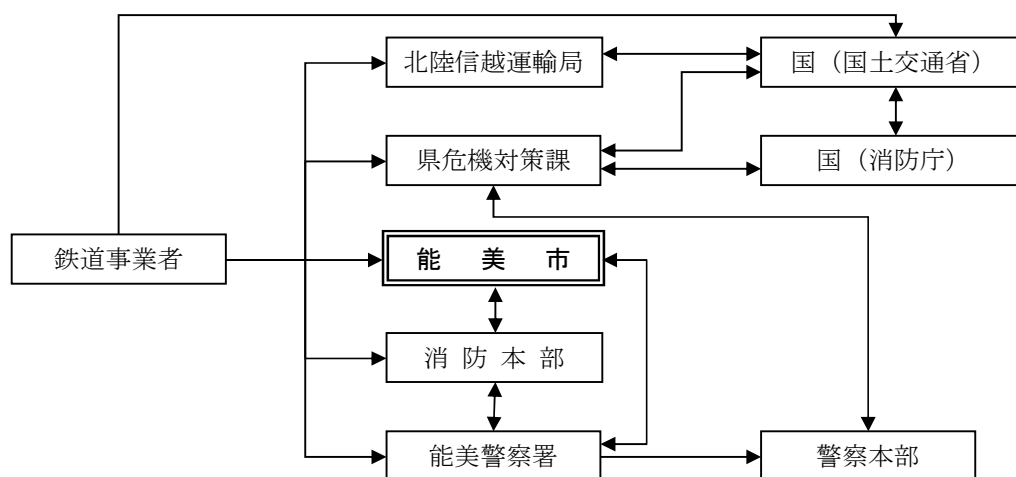
第3節 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

鉄道事業者、市、能美警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、貨物積載物等による火災、爆発などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、即座に初動体制の確立を図る

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」】の定めるところによるほか、次により実施する。

鉄道事業者は、災害発生直後における救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところによるほか、次により実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT（災害派遣医療チーム）又は医療救護班を現地に派遣（要請）し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

6 消火活動

(1) 鉄道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

(2) 消防本部

ア 消防本部は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

イ 消防本部及び消防団は消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び防災関係機関は、【第1編 一般災害対策編第3章第17節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜査、遺体の埋葬、収容」】の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

能美警察署等防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、【第1編 一般災害対策編第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより、交通の確保及び緊急輸送のために必要な交通規制を実施する。

9 代替交通機関の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、【第4編 事故災害対策編 第5章「危険物等災害対策計画」】の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、【第1編 一般災害対策編第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

13 災害復旧

- (1) 鉄道事業者は、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。
- (2) 北陸信越運輸局は、被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が相互に連携・協力するよう調整する。

第 4 章 道路災害対策計画

4.4.1 基本方針

担 当 課

危機管理課、土木課、各課

第1節 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

4.4.2 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、土木課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

※実施機関、呼称の定義

分 類	適 用
防災関係機関	能美警察署、石川県など【第1編 一般災害対策編 第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」】で定義された機関で、市と共同して、事故・災害対策を行う。 以下、この章において同じ。
関係機関	防災関係機関に加え、運送会社、バス事業者等“道路災害”に関係する全ての機関、個人をいう。 以下、この章において同じ。

1 市

能美市には、北陸自動車道を始め、金沢と小松空港を連絡する主要幹線道路が数多く存在し、特に国道8号は交通量45,000台/日*と非常に多い。そのため、北陸自動車道、国道8号などでの大規模交通事故が発生した場合を想定し、道路災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

また、災害が発生した場合に備え、特に以下のことに努める。

※平成22年度全国道路・街路交通情勢調査による。

(1) 消防力の強化

北陸自動車道、国道8号などは県内の物流基幹路線であり、危険物等の輸送もおこなわれているため、化学消防車、化学消火剤等の整備充実に努める。

(2) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、各道路管理者（第2章3項参照）などと協力し、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を行い、必要な知識、技能の習得に努める。

(3) 災害情報の収集、連絡体制の整備

緊急時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

【第1編 一般災害対策編 第2章第6節「防災訓練の充実」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第12節「消防力の充実、強化」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第13節「避難体制の整備」】

2 道路管理者※

- (1) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、気象情報（予報、注意報、警報等）の収集、連絡体制の整備を図り、迅速に異常を発見して速やかな応急対策を実施する。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全確保のために必要な体制の整備を図り、安全性の高い道路整備を計画的に実施する。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (6) 災害発生時に施設、設備の被害状況を迅速に把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を行う。
- (8) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

※道路管理者	：北陸自動車道	中日本高速道路株式会社
	国道（直轄路線）	国土交通省 加賀国道維持出張所
	国道（補助路線）	石川県南加賀土木総合事務所
	県道	石川県南加賀土木総合事務所
	市道	能美市土木部土木課

3 能美警察署

- (1) 道路の交通安全のための情報収集に努め、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者へ周知する。
- (2) 被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

4 有料道路における突発的大事故に対する体制の確立

北陸自動車道等の自動車有料道路における道路災害に対処するため、道路管理者は、平素から防災体制の確立を図るとともに、関係機関相互の連絡及び協力等について万全を期する。

4.4.3 災害応急対策	
担 当 課	危機管理課、土木課、消防本部、各課

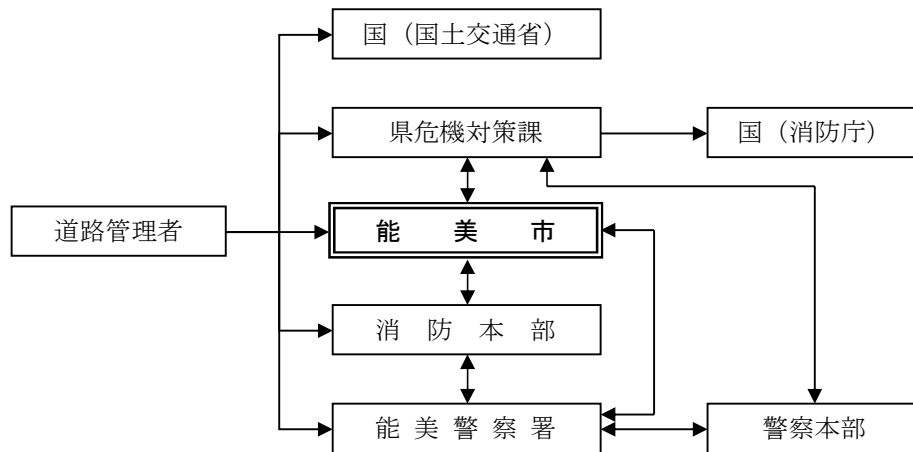
第3節 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、市、能美警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、流出油等による火災、爆発などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、即座に初動体制の確立を図る。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」】の定めるところによるほか、次により実施する。

道路管理者は、関係機関による救助・救急活動が円滑に行われるよう可能な限り協力する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところによるほか、次により実施する。

死傷者が多数発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT（災害派遣医療チーム）又は医療救護班を現地に派遣（要請）し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な医療救護活動が行われるよう可能な限り協力する。

6 消火活動

道路災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう可能な限り協力する。

(2) 消防本部

ア 消防本部は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

イ 消防本部及び消防団は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び能美警察署は、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び第20節「行方不明者の捜査、遺体の埋葬、収容」】の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 避難誘導

市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー等の事故に伴い、流出油等による火災、爆発などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合、市長は、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、必要な避難所を開設し、避難の誘導を実施する。

9 交通規制

警察等防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、【第1編 一般災害対策編 第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 能美警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行

う。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、【第5編 事故災害対策編第5章「危険物等災害対策計画」】の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、【第1編 一般災害対策編 第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

13 災害復旧

(1) 道路管理者

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災個所以外の道路施設についても緊急点検を行う。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

第5章 危険物等災害対策計画

4.5.1 基本方針	
担 当 課	危機管理課、消防本部、各課

第1節 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

なお、海上への石油類等の流出等による災害対策については事故災害対策編第1章「海上災害対策計画」の定めるところにより実施する。

4.5.2 危険物等の定義

担 当 課	危機管理課、消防本部
-------	------------

第2節 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

〈例〉 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

〈例〉 火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

〈例〉 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

〈例〉 毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウムなど

劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

4.5.3 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、消防本部、各課

第3節 災害予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の確認が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 危険物災害予防

(1) 事業者

消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 消防本部

ア 消防法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 能美警察署

必要に応じて危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

火薬取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 能美警察署

ア 必要に応じて立入検査を実施し、火薬類の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 必要と認められるときは、県、中部通商産業局等に対して、所要の措置を講ずるよう要請する。

ウ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のために必要があるときは、運搬日時、通路、方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする。

エ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき、及び災害

が発生したとの届出があったときは、速やかに県に通報する。

(3) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などによる自主保安体制の確立を図る。

(2) 能美警察署

ア 必要に応じて立入検査を実施し、高圧ガスの保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 必要と認められるときは、県、中部近畿産業保安監督部等に対して、所要の措置を講ずるよう要請する。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに県に通報する。

(3) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図ること。

(2) 能美警察署

公共の安全と危害予防の観点から、毒物・劇物の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める施設基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制及び災害発生時の応急措置を実施するための自主防災体制の確立を図る。

(2) 能美警察署

ア 公共の安全と危害予防の観点から、放射性物質の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又はそれに汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防

止又は公共の安全確保のために必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をするなど、運搬による災害発生防止を図る。

(3) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

4.5.4 災害応急対策	
担当課	危機管理課、消防本部、各課

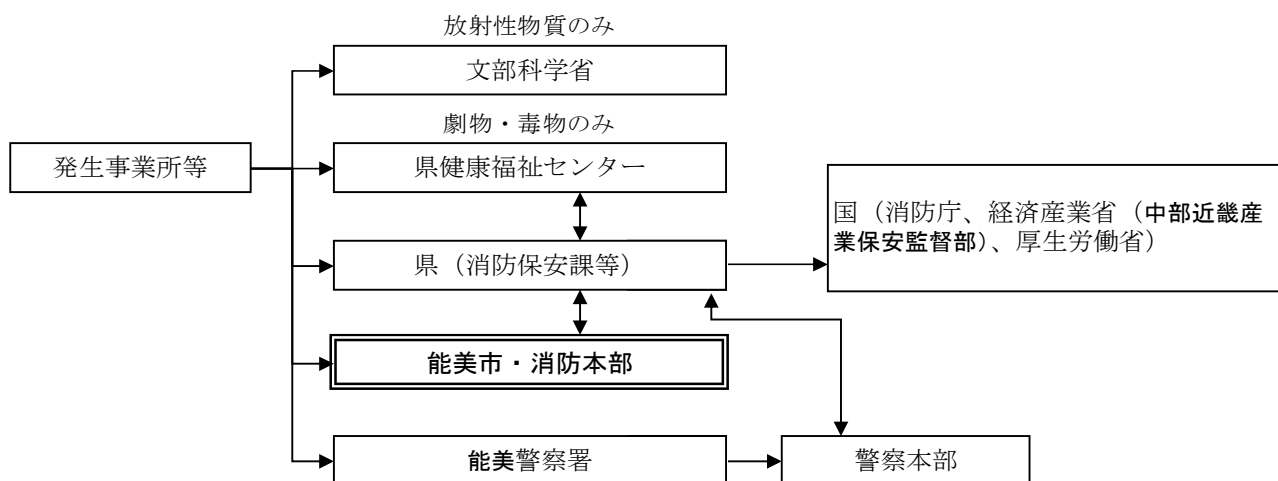
第4節 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



ア 危険物の流出等の事故が発生したときは、事業者は、直ちに消防機関、警察署へ通報する。

イ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき及び災害が発生したとき、事業者は、直ちに、県、警察及び消防機関等に届け出る。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、事業者は、直ちに県、警察及び消防機関等に届け出る。

エ 毒物・劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、事業者は、直ちにその旨を保健所、警察署及び消防機関に届け出る。

オ 放射線障害のおそれがあるとき又は放射線障害が発生したとき、事業者は、法令で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省、県、警察及び市等へ通報する。

(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者、市、能美警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) 避難の必要性など、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、流出油等による火災、爆発などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、即座に初動体制の確立を図る。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ的確な応急点検及び除去・回収の応急処置等を講ずる。

特に放射性物質災害時については、

ア 保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。

イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。

(2) 市、県、能美警察署、道路管理者

危険物等災害時の流出、拡散の防止、環境モニタリング等を実施するとともに、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講ずる。

5 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、【第1編 一般災害対策編第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」】の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、【第1編 一般災害対策編第3章第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところにより実施する。

8 消火活動

危険物等災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消火活動に努める。

(2) 消防本部

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消火活動を実施する。

イ 消防本部及び消防団は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び能美警察署は、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜査、遺体の埋葬、収容」】の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

10 交通規制

危険物等災害時における交通規制については、【第1編 一般災害対策編第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところによるほか、次により実施する。

能美警察署は、危険物等災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、【第1編 一般災害対策編第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

第6章 大規模な火事災害対策計画

4.6.1 基本方針

担 当 課	危機管理課、消防本部、各課
-------	---------------

第1節 基本方針

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

4.6.2 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 市

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

ア 公共施設等建築物の耐震・不燃化、空き地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等に対して、消防法に基づくスプリンクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適正な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 火災予防運動や防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、市民の防火思想の普及、高揚を図る。

イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者対策に対して適切な援助を行うとともに、地域における支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

【第1編 一般災害対策編 第2章第4節「自主防災組織の育成」】

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備えて、防火水槽を配備するとともに、海水、河川水の活用等により、消防水利の確保と多様化に努める。

【第1編 一般災害対策編 第2章第12節「消防力の充実、強化」】

- (8) 消防体制の整備
消防団員の非常招集体制の整備、消火部隊の編成及び適切な運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段の確保等に努める。

【第1編 一般災害対策編 第2章第12節「消防力の充実、強化」】

- (9) 防災訓練の実施
関係機関、地域住民等と連携して実践的な消火、救出・救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、訓練終了後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

【第1編 一般災害対策編 第2章第6節「防災訓練の充実」】

2 気象情報対策

大規模火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、【第1編 一般災害対策編 第3章第4節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類ならびに発表基準」及び同第3章第5節「災害予警報の伝達計画」】に基づくものとする。

(2) 伝達系統

伝達系統は、次のとおりとする。



ア 市、消防本部

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生の危険性があると認めるときは、火災警報を発令するとともに市民に周知徹底を図る。

イ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、市民への周知徹底を図る。

4.6.3 災害応急対策	
担当課	危機管理課、消防本部、各課

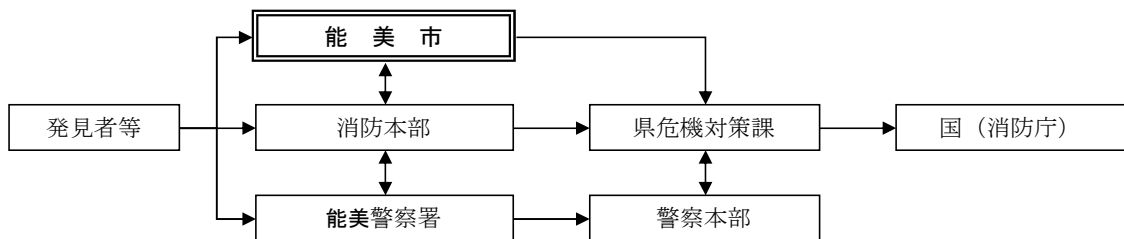
第3節 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、能美警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項を広報する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、人口密集地域で延焼、誘爆などで、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、即座に初動体制の確立を図る。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所、避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い個所、地域を優先しながら消火活動を実施する。
- (3) 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。
- (4) 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

5 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動及び医療救護活動

市及び関係機関は、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び同第15節「災害医療及び救急医療」】の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び能美警察署は、【第1編 一般災害対策編 第3章第17節「救助・救急活動」及び同第21節「行方不明者の捜査、遺体の埋葬、収容」】の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

能美警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び消火活動の妨げにならないよう交通の確保のため、【第1編 一般災害対策編第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、【第1編 一般災害対策編 第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」】の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

10 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

11 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市及び県は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、【第1編 一般災害対策編 第4章「復旧・復興計画」】の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7章 林野火災対策計画

4.7.1 基本方針

担 当 課	危機管理課、農林課、消防本部、各課
-------	-------------------

第1節 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

4.7.2 災害予防対策	
担 当 課	危機管理課、農林課、消防本部、各課

第2節 災害予防対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、国、県、市及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 近畿中国森林管理局、県、市

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- (イ) 入山の許可、届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- (エ) 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- (ア) 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

エ 保安林等の巡視

県は、保安林等重要な森林及び林野火災が発生するおそれのある地域を対象に森林保全巡視員による巡視を行う。

(2) 林野所有者

自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 防火線、防火樹帯の設置

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 自己所有林野への入山者に対する防火啓発

エ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化

- オ 無断入山者に対する指導
- カ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において森林施業、鉱山採掘、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める

2 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防御鎮圧要領

(3) 資機材整備計画

(4) 防災訓練の実施計画

(5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

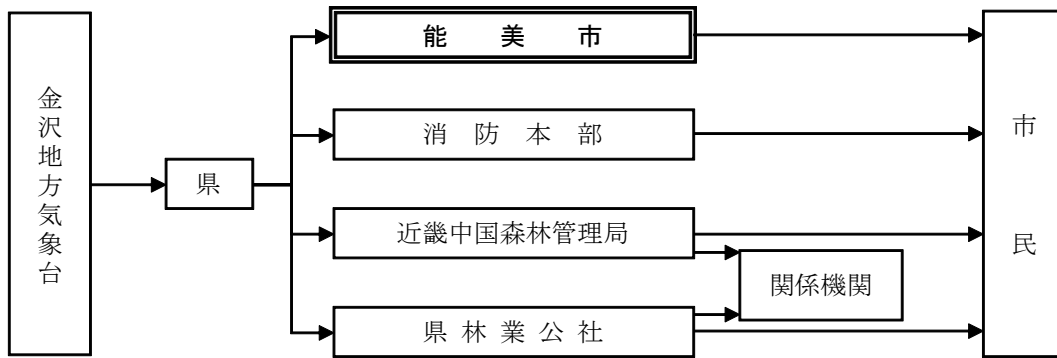
(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。

通報基準は、【第1編 一般災害対策編 第3章第4節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類ならびに発表基準」及び同第3章第5節「災害予警報の伝達計画」】に基づくものとする。

(2) 伝達系統

伝達系統は、次のとおりとする。



ア 市

市長は、林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合、林野火災警報を発令し、市民に周知徹底を図る。

イ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、市民への周知徹底を図る。

4.7.3 災害応急対策

担 当 課	危機管理課、農林課、消防本部、各課
-------	-------------------

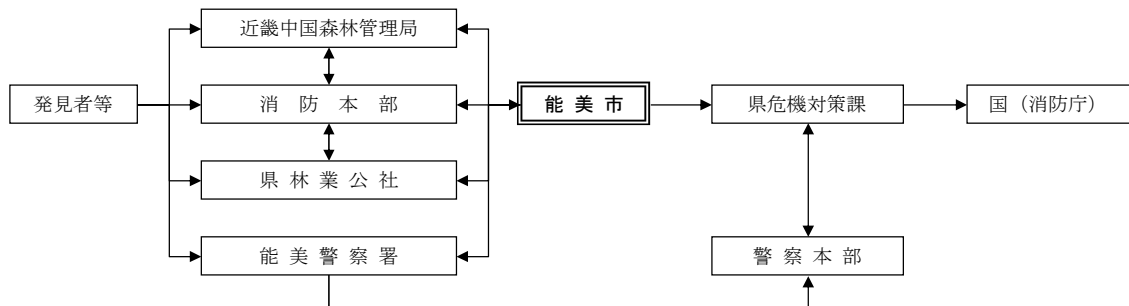
第3節 災害応急対策

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 直接即報

「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する活動が必要な場合、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

森林管理署、市、警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。特に、人家等への延焼のおそれがあり、住民の生命及び身体の安全を図る必要が生じたと判断される場合は、即座に初動体制の確立を図る。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住宅等への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。このため、災害対策本部長は必要に応じ自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第9節「消防防災ヘリコプターの活用」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第11節「消防活動」】

5 避難措置

市及び関係機関は、林野火災の延焼の恐れや煙害による健康被害が予想される場合は、人命の安全を確保するため、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

能美警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第20節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第12節「自衛隊の災害派遣の要請」の定めるところにより、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請する。

8 広域応援

市は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、【第1編 一般災害対策編第3章第3節「応援計画」】の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

第 8 章 原子力事故災害対策計画

4.8.1 目的・基本方針

担 当 課	危機管理課、各課
-------	----------

第1節 目的・基本方針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬（発電所の外における放射性物質の運搬をいう。以下「運搬」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより生ずる災害（以下「原子力災害」という。）に関して、必要な体制を確立するとともに、防災についてとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 基本方針

- (1) この計画は、志賀原子力発電所などの原子力施設において発生し得る事故（以下「原子力災害」という。）を対象とし、県ならびに市、及びその他原子力防災に携わる機関（以下「防災関係機関」という。）が、国等との連携を図り、防災対策に取り組むための基本となるものである。
- (2) 原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味するものであり、原子力災害対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

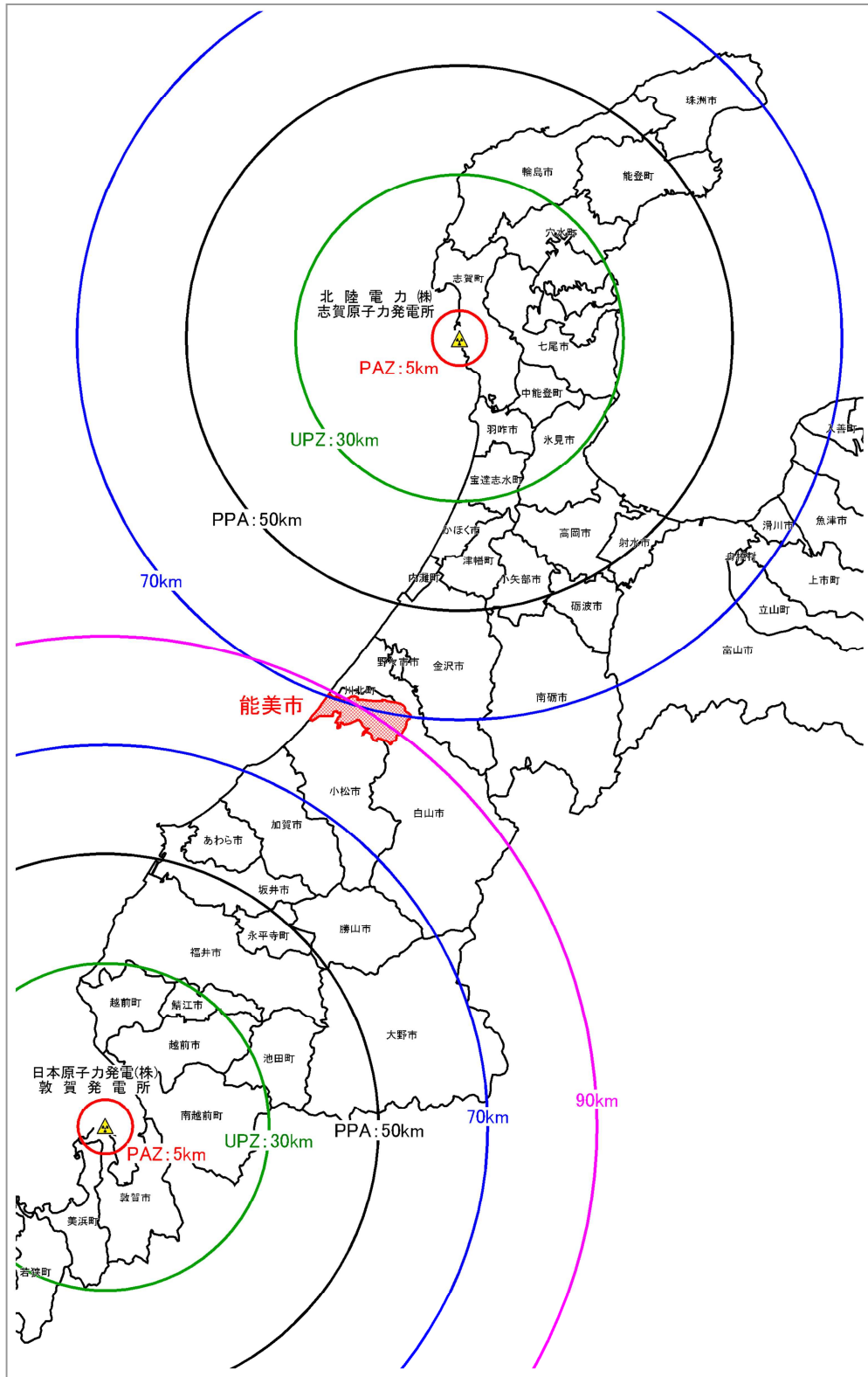
そのため、本計画においては、その原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発、原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、原災法第10条第1項前段の規定により発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者（発電所長）」という。）が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の発生及び原災法第15条第1項に該当する原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）の発生又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における災害応急対策活動が円滑かつ有効に実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものである。

- (3) この計画に定めのない事項については、能美市地域防災計画「第1編 一般災害対策編」による。

※能美市周辺の原子力発電所と距離の関係

能美市に影響があると考えられる原子力発電所は、北陸電力(株)志賀原子力発電所、日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所、関西電力(株)美浜原子力発電所及び日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉ふげんなどがある。

志賀原子力発電所からは約70km、敦賀原子力発電所からは約90km離れているため、PAZやUPZのような、予防的措置、緊急防護措置を必要とする地域ではない。



4.8.2 災害予防対策

担 当 課	危機管理課、消防本部、各課
-------	---------------

第2節 災害予防対策

原子力災害は、人為的な原因と地震・津波などにより正常な制御ができないことにより引き起こされるものであることから、その予防措置については、一義的には北陸電力株式会社などの原子力事業者等が責務を負うものである。

1 原子力災害予防措置等の責務

(1) 市

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。

特に原子力災害は、原子力発電所が立地する市町、県に情報が集中すると思われることから、関係機関との情報収集チャンネルをあらかじめ設けることとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

エ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。

オ 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

【第1編 一般災害対策編 第2章第6節「防災訓練の充実」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第7節「防災体制の整備」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

【第1編 一般災害対策編 第2章第13節「避難体制の整備」】

(2) 北陸電力

ア 発電所における安全確保

北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）は、次の協定を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質等の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

イ 発電所の保安管理

(ア) 北陸電力は、保安規定を定め、それを遵守しなければならない。

(イ) 原子力保安検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。

(ウ) 原子力防災専門官は、原子力事業者防災業務計画の作成及び北陸電力が実施する原子力災害予防対策について、指導及び助言を行うこととされている。

ウ 発電所における防災体制の確立

北陸電力は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定により発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡

大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、また、毎年当該防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正し、原子力防災体制の整備に万全を期す。

エ 原子力事業者防災業務計画の協議

(ア) 北陸電力は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定により知事及び志賀町長に原子力事業者防災業務計画の案を提出して協議を行う。

なお、作成又は修正にあたっては、原子力防災専門官の指導及び助言を得ることとされている。

(イ) 知事及び志賀町長は、県地域防災計画又は志賀町地域防災計画との整合性を保つ観点から、協議を行う。また、知事は速やかに七尾市長に原子力事業者防災業務計画の案の写しを送付して、意見を聴き、必要に応じて北陸電力との協議に反映させる。

(ウ) 北陸電力は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

オ 原子力災害対策特別措置法に基づく発電所の原子力防災要員の設置又は変更等の届出

北陸電力は、原子力災害対策特別措置法に基づき知事をはじめ原子力規制委員会及び志賀町長に次の事項を届け出なければならない。

なお、知事は、北陸電力から届出があった場合は、志賀町以外の関係市町の長に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

(ア) 原子力防災要員の現況（原子力災害対策特別措置法第8条第4項）

(イ) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任若しくは解任
（原子力災害対策特別措置法第9条第5項）

(ウ) 敷地境界モニタリングポストの現況（原子力災害対策特別措置法第11条第3項）

(エ) 原子力防災資機材の現況（原子力災害対策特別措置法第11条第3項）

カ 北陸電力に対する報告の徴収及び立入検査

知事及び志賀町長は、必要に応じ、北陸電力に対して原子力災害対策特別措置法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく発電所への立入検査を実施することにより、北陸電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査は、少なくとも年1回、実施する。

2 原子力防災体制等の整備

(1) 合同対策協議会等の体制の整備

ア 現地事故対策連絡会議

県及び関係市町は、特定事象発生の通報があった場合は、国、北陸電力等と情報を共有するため、現地事故対策連絡会議を組織する体制を整備する。

なお、現地事故対策連絡会議は、原子力規制委員会が現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員をオフサイトセンターに集合させて開催するものであるが、県、関係市町、北陸電力等に対して当該職員の派遣を求めることとなっている。

イ 原子力災害合同対策協議会

県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織する体制を整備する。

なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策（以下「事後対策」という。）の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備

ア 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び線量モニタリング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。

イ 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ウ 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

エ 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。

オ 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

カ 関係市町は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

キ 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要

員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
ク 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備

県警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の受け入れ体制などを整備する。

(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努める。

(5) 自衛隊派遣要請体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、自衛隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努める。

(6) 災害長期化に備えた体制の整備

県は、国、関係市町、その他関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の動員体制を整備するものとする。

その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることも想定し、人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。

(7) 業務継続計画の策定

県や関係市町等は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

3 原子力防災知識の普及

市は、原子力災害の特殊性を踏まえて、日頃から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。

(1) 防災業務関係者に対する教育

市及び防災関係機関は、国、県と連携して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。

ア 教育の方法

- (ア) 研修会、講習会等の開催及び講師の派遣
- (イ) 研修会等への防災業務関係者の派遣

イ 教育の内容

- 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）に関すること。
- 緊急時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。
- 放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、放射線の健康への影響等）。
- 避難、誘導等の防護対策活動（緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項を含む。）に関すること。
- 放射性物質及び放射線の測定方法及び測定機器に関すること。
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 原子力災害医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。
- その他必要と認める事項に関すること。

(2) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発

市は、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他のいわゆる要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、**家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。**

ア 普及及び啓発の方法

- (ア) 講習会、研修会等の開催
- (イ) 見学、現地調査等の実施
- (ウ) ビデオ・パンフレット等の配布
- (エ) インターネットによる情報発信

イ 普及及び啓発の内容

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。
- (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、避難退域時検査の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。
- (ク) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (ケ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (コ) その他必要と認める事項。

【第1編 一般災害対策編 第2章第2節「防災知識の普及」】

(3) 災害教訓の伝承

県は、原子力災害の教訓や災害文化を後世に伝えるため、国等と連携して原子力災害に関する

各種資料を広く収集・整理するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

4 情報伝達体制の整備

(1) 市、防災関係機関

ア 市及び関係機関は、緊急時において、市民等に対して、被災者の危機回避のための情報（県が実施した放射線モニタリング結果等）を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート(災害情報共有システム)等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

イ 市は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。

ウ 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。

エ 市は、新たな情報通信媒体について、平時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。

【第1編 一般災害対策編 第2章第8節「通信及び放送施設災害予防」】

4.8.3 災害応急対策

担 当 課	危機管理課、消防本部、各課
-------	---------------

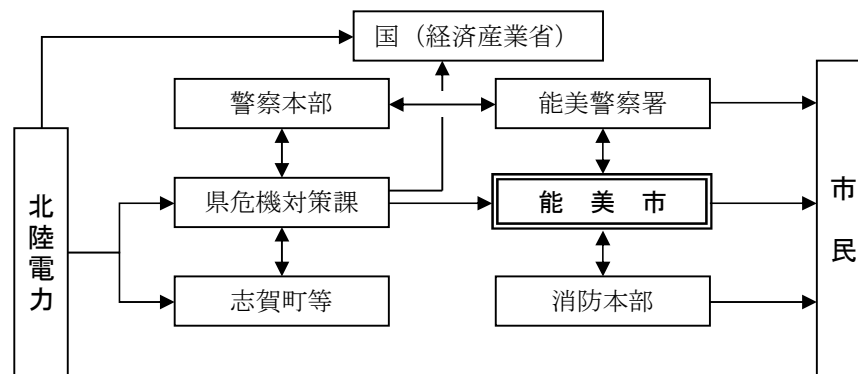
第3節 災害応急対策

1 情報通信

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

【第1編 一般災害対策編 第3章第7節「災害情報の収集・伝達」】

【第1編 一般災害対策編 第3章第8節「通信手段の確保」】

2 災害広報

市及び防災関係機関は、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、【第1編 一般災害対策編 第3章第10節「災害広報」】の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、能美警察署

(2) 実施事項

ア 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

特に、広域避難による避難者の受入準備が必要と判断した場合は、県及び関係市町との連携強化を図るため、災害対策本部を設置し、避難者受入準備を行う。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

【第1編 一般災害対策編 第3章第1節「初動体制の確立」】

4 避難措置

能美市は、志賀原子力発電所より約70km、福井県敦賀原子力発電所からは約90km離れており、P A Z（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）及びU P Z（緊急防護措置を準備する区域：Urgent Protective action planning Zone）には含まれないものの、季節風などの影響で、許容放射線量を超える可能性は否定できない。環境モニタリングの実施及びモニタリング結果によって避難体制の検討を行う。

避難が必要と判断された場合は、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

5 交通規制

能美警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、【第1編 一般災害対策編 第3章第20節「災害警備及び交通規制」】の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

6 広域避難支援

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生地点周辺の住民、特にE P Zでは、緊急の対応が必要となり、多くの市民が広域避難を余儀なくされる。

能美市は、避難市町からの予備受入市に指定されていることから、原子力災害が発生した場合、E P Z及びU P Z圏内の各市町及び県と連携を図り、これら避難者の一時受入の準備を行う。

受入措置は、【第1編 一般災害対策編 第3章第13節「避難誘導」】の定めるところにより、必要な避難所の開設や受入体制の構築を行う。

第9章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して、原子力災害とあわせて2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、県、市、防災関係機関及び北陸電力は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市における通信連絡設備の整備

ア 市、県及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網

イ 県と市、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設

ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルート確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、IP電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 市は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと等についてとりまとめた複合災害の対応マニュアルを作成する。

(2) 市は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、国、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練を計画的に実施する。

なお、訓練を実施するにあたっては、複合災害や過酷事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成することや、参加者に事前にシナリオを知らせないブラインド訓練や机上に

において想定事故に対する対応や判断を試す訓練など、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練終了後、専門家や訓練参加機関による検討会の開催等により、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等に反映する。

第3節 災害応急対策

1 活動支援体制の確立

県は、複合災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、市長からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町村等に応援を要請・指示を行う。

2 情報の収集・連絡

市は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 緊急時モニタリング

- (1) 地震・津波等の大規模自然災害発生時には、市は県と協力し、モニタリングポスト等の倒壊、電源供給の途絶、通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部に報告する。
- (2) 地震・津波等の大規模自然災害発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、市は県と協力し、国の原子力災害対策本部と連携し、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等を活用すること、また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案した緊急時モニタリング計画を策定し、国の総合調整のもと緊急時モニタリングを実施する。
- (3) モニタリング資機材や要員に不足が生じる場合や、その恐れがある場合には、市は県と協力し、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

4 避難対策

- (1) 市は、県とともに情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県が示す避難先等の情報を踏まえ対応する。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

5 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市は、県とともに情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察署本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

6 原子力災害医療措置

市は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、県を通じて、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、能美市地域防災計画の本編第8章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。